

# 第4章

## 安全安心対策の推進

交通安全・防災・消防体制の強化

環境及び景観の保全

自然災害への対処・備えの充実

防犯体制の充実

# 第4章

## 安全安心対策の推進

### 1 交通安全・防災・消防体制の強化

#### ◆交通安全

##### ●現状と課題

本市の交通情勢は、男鹿半島線や国道101号の四車線化、秋田自動車道・昭和・男鹿半島インターへのアクセス道の整備により観光客の流入車両は増加しています。

さらに、余暇の増大や生活の夜型化による夜間交通量の増加、高齢者ドライバーの増加などにより、今後ますます交通事故の多発が予想されることから、交通事故を未然に防ぐため、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を図る必要があります。

##### ●基本施策

#### 1 交通安全意識の高揚

交通安全市民大会や交通安全弁論大会、街頭キャンペーンなどを実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

#### 2 交通安全関係諸団体との連携強化

男鹿市交通安全協会や男鹿市交通安全母の会、男鹿市交通安全推進地域連絡協議会等の諸団体と連携を密にした街頭指導を実施するなど、交通事故の未然防止に努めます。

#### 3 交通安全施設の整備

車両や歩行者の安全確保を図るため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の定期的な点検を実施するとともに、整備充実を図ります。

#### 【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
交通安全施設整備事業	市	カーブミラー、ガードレール、区画線
街灯新設事業	市・団体	

## ◆防 災

### ●現状と課題

防災行政無線は、拡張機能に対応できるデジタル方式に更新し、市民へ気象、災害、イベント等の情報周知を図るとともに、漁港や海水浴場に監視カメラを設置して、周辺の状況をインターネットで画像配信しています。

また、地域防災計画は平成20年度に見直ししており、今後は、この計画に基づき災害時の避難路や災害救助備蓄物資を計画的に更新整備するなど、防災対策の一層の充実を図る必要があります。

さらに、災害時における初期活動は、地域住民の協力が必要であることから、住民の隣保互助の精神に基づく地域の実情に応じた自主防災組織づくりと育成を図る必要があります。

### ●基本施策

#### 1 地域防災体制の充実

##### (1) 防災行政無線及びテレドームの活用

防災行政無線及びテレドームの活用により、気象情報や災害情報に加え、交通情報や水道・ガス・電話などのライフラインの情報も伝達し、情報提供の充実を図ります。

##### (2) 防災行政無線（移動系）の更新

デジタル方式へ移行することにより防災活動における連絡業務の充実を図ります。

##### (3) 訓練の実施

防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図ります。

#### 2 自主防災組織の推進

市内の町内会及び団体等で組織した自発的な自主防災組織づくりに努めます。

また、事業所等に対しても自主防災体制の充実強化を働きかけます。

## ◆消 防

### ●現状と課題

本市は、昭和48年に常備消防を広域消防体制に移行し、消防力の充実強化と市民の防災意識の高揚を図りながら、消防体制を確立しました。しかし、消防組織法の改正により、市町村の消防広域化の取り組みが求められており、災害発生時における初動体制の強化や消防本部機能の統合による統一的な指揮下での効果的な部隊運用、現場活動要員の増強による体制の強化、さらには行財政運営の効率化を図るため、消防の広域化の推進に努める必要があります。

また、非常備消防については、平成17年3月に2市町が合併したことにより、団員数は増加したものの、高齢化が進んでいることから、若年層の確保と女性の消防団への入団を促進し、消防団の充実を図る必要があります。

### 【参考データ】

#### ●消防体制の現況（平成22年4月1日）

区分	男鹿地区消防一部事務組合											消 防 団				水 利					
内 容	消防吏員	消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	大型高所放水車	大型化学消防車	救急自動車	高規格救急自動車	救助工作車	広報車	指揮車	泡原液搬送車	災害対策車	資機材搬送車	団員	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ（軽可搬ポンプ含む）	消火栓	防火水槽	その他の水利
数量	153	7	1	1	1	4	3	1	8	2	1	1	1	778	1	11	58	88	496	353	43

資料：環境防災課

## ●基本施策

### 1 火災予防の徹底

市広報や防災行政無線を通じて、市民の火災予防意識の高揚に努めるほか、防火対象物や危険物施設の査察を実施し、防火管理体制の徹底など火災の未然防止に努めます。

### 2 消防力の充実強化

#### (1) 消防団の充実

消防団員の高齢化が進んでおり、男鹿市消防団協力事業所表示制度を活用し、若年層の団員を確保するなど消防団の活動の充実を図ります。

#### (2) 女性の消防団への入団促進

婦人会や女性の多い事業所を通じて入団の働きかけを積極的に行い、女性の消防団への入団促進に努めます。

#### (3) 消防施設の整備

火災発生時には、迅速に対応ができるよう、消防施設年次整備計画に基づいて消防器具置場や消防水利、消防資機材等を更新、整備するなど消防力の強化を図ります。

#### (4) 消防広域化の推進

災害発生時における初動体制の強化や効果的な部隊運用等、消防力の強化による住民サービスの向上及び消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、消防広域化を推進します。

### 3 特殊災害の防止対策

国家石油備蓄基地等の特殊災害については、関係機関との協力体制を強化しながら、訓練等の実施を促進し、特殊災害の未然防止に努めます。

### 4 武力攻撃等災害への対処

武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に、市民等の生命及び財産の保護に関し具体的に対処するため、男鹿市国民保護計画に基づいて市民の安全確保に努めます。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
消防施設整備事業	市	動力ポンプ、積載車、資機材保管庫、ホース乾燥塔、防火水槽、消火栓、防火衣
消防水利標識整備事業	市	消火栓
テレドームシステム事業	市	回線使用料
防災行政無線(移動系)更新整備事業	市	基地局・中継局・移動局装置
防災行政無線難聴解消事業	市	戸別受信機
自主防災組織の施設整備	市	防災用資機材
消防救急デジタル化無線整備事業	一組	固定無線・車載無線・中継局

◆救 急

●現況と課題

救急業務は近年広範囲にわたり、急病者、労働災害や交通事故の多発などにより、救急活動は増加の傾向にあることから、今後、救急車の更新整備や救急救命士の増員を図る必要があります。

また、三方が海に囲まれている本市は海難事故が多いことから、救助、救急体制の強化を図る必要があります。

●基本施策

1 救急体制の整備充実

(1) 救急業務体制の整備充実

増加する急病者、交通事故などの救急措置に対応するため、救急車の更新整備や救急救命士の増員と育成に努めるなど、救急業務体制の強化を図ります。

(2) 海難予防、救助体制の整備

海難事故を予防するため、市広報を通じて、市民の海難予防意識の高揚を図るとともに、水難救助隊の救助艇や水上バイクなどの救助資機材の整備充実に努めます。

## 2 環境及び景観の保全

### ◆環境保全

#### ●現状と課題

本市は、海・山・湖と変化に富んだ地形から美しい景観を有し、自然環境に恵まれています。不法投棄や環境汚染が懸念されていることから、環境保全に適切に対応していく必要があります。

#### ●基本施策

##### 1 環境汚染の未然防止

- (1) 環境基本法の遵守を徹底するとともに、監視、指導に努めます。
- (2) 各種開発事業の実施にあたっては、必要のある場合、環境影響評価を行うよう指導します。
- (3) 河川及び海域等の公共用水域の定期調査を実施し、水質保全に努めます。
- (4) 公害を防止するため、その防止にかかる協定等の締結に努めます。
- (5) 八郎湖の水質汚濁防止のため、下水道等の普及や代かき濁水防止などを行う環境保全型農業を促進します。

##### 2 環境保全意識の高揚

関係機関と連携して啓発活動を推進し、環境保全意識の高揚に努めます。

#### 【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
水質分析業務委託事業	市	河川、海域、八郎湖等

## ◆自然環境の保全

### ●現状と課題

本市は、海、山、湖などの自然景観や水辺に広がる田園風景など、特徴的で変化に富んだ自然が多く、水と緑に囲まれた美しい地域です。この豊かな自然は、観光資源であり、生きていく糧であり、暮らしの潤いであることから、この大切な財産を適切に守り続けていかなければなりません。このため、地域振興を図るうえでも自然との調和を心がけ、学術上重要と認められる植生域や野生鳥獣の保護、保全を図りながら自然保護思想の普及啓発に努める必要があります。

また、環境に配慮した新エネルギーの導入など、地球環境保全への取り組みも必要です。

### 【参考データ】

#### ●国定公園の状況（平成9年9月現在）

（単位：ha、％）

区 分	特別保護 地 区	特 別 地 域	普通地域		土 地 所 有 面 積			
			陸 域	海 域	国有地	公有地	私有地	海 域
面 積	160	7,923	73	3,378	2,199	1,972	3,985	3,378
構成比	1.39	68.69	0.63	29.29	19.06	17.10	34.55	29.29

資料：観光商工課

### ●基本施策

#### 1 自然環境の保全

##### (1) 男鹿国定公園の環境整備

男鹿国定公園の優れた景観、環境を保全するため、清掃美化運動を推進するとともに、その適切な保護、管理に努めるほか、自然公園施設の計画的な整備を図ります。また、寒風山、入道崎などの草地の復元、保護に努めるとともに、温泉資源の適正な保全を図ります。

##### (2) 植生域、野生鳥獣等の保護・保全

学術上重要な植生域や野生鳥獣の保護、保全を図ります。

##### (3) 開発等の適正指導と自然保護思想の普及啓発

秩序ある開発が図られるよう適正指導を行うとともに、自然保護思想の普及啓発に努めます。

#### 2 新エネルギーの導入促進

本市の特性を生かし、有効な資源としての風力、太陽光、温泉熱等を活用した新エネルギーの導入を促進します。

## ◆農村景観の保全（再掲）

### ●現状と課題

農村部において、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の適切な保全管理が困難となってきた状況にあります。

また、松くい虫による被害が続いており、貴重な松林を保全するため、防除対策や被害松林の整備が必要です。

### ●基本施策

#### 1 農地・農業用水等の保全

農業者と地域住民などが参画する共同活動による地域内の農地・水・環境の保全と質的向上に努めます。

#### 2 松林の保全

松くい虫による被害を防止するため、薬剤散布や枯れ松の伐倒等を行い、森林の多面的機能の発揮及び自然環境の保全に努めます。



## ◆し尿の収集・処理

### ●現状と課題

し尿の収集処理量は、公共下水道等の普及や人口の減などにより平成8年度から減少を続けており、収集にあたっては、地域別に許可業者が行っています。

処理については、広域し尿処理施設で行っており、汚水処理施設の普及による浄化槽汚泥等の質的、量的変化に対応できるよう処理対策を講じながら、環境保全に配慮した処理に努めています。

### ●し尿処理状況

(単位：キロリットル)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
し 尿	16,149	15,092	13,861	12,962	12,457
浄化槽汚泥	3,061	3,248	3,250	3,188	3,054
合 計	19,210	18,340	17,111	16,150	15,511

資料：男鹿地区衛生センター

### ●基本施策

#### 1 収集・運搬

し尿の収集、運搬については、計画的な収集を図るとともに、許可業者に対し衛生管理などの適正な指導に努めます。

#### 2 処理施設の整備

- (1) 浄化槽汚泥等の質的、量的変化に対応できるよう、処理対策を講じます。
- (2) 適正な維持管理と併せ施設整備を図ります。

## ◆ 斎 場

### ● 現状と課題

斎場は、市内や周辺市町村から利用されておりますが、建物や付属設備等の老朽化も進んでおり、適正な維持管理が必要です。

### 【参考データ】

#### ● 斎場利用状況

(単位：件)

区 分	死 産 児		子 供		大 人		計		
	市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外	合 計
平成17年度	1	1	2	1	458	133	461	135	596
平成18年度	3	2	2	1	430	126	435	129	564
平成19年度	2	1	1	0	456	99	459	100	559
平成20年度	7	0	0	1	446	119	453	120	573
平成21年度	5	1	0	1	470	113	475	115	590

資料：環境防災課

### ● 基本施策

施設の適正な運営及び維持管理を図ります。

## 3 自然災害への対処・備えの充実

### ●現状と課題

本市は山岳丘陵地が多く、地形、地質上からも地すべり、山崩れ、土石流、浸水等の災害が多く発生していることから、今後も災害の未然防止のため、危険箇所の実態把握、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立に努めるほか、災害発生時の避難場所、誘導路等の整備については、治山事業、砂防事業、河川改修事業、急傾斜地崩壊対策事業等により実施する必要があります。

また、本市は津波災害や土砂災害を受けやすい地形にあることから、被害が想定される区域等を地図に示し、避難場所や避難経路などの情報を提供するため、ハザードマップを策定する必要があります。

### ●基本施策

#### 1 危険区域への災害未然防止対応

地域防災計画に基づき、水害や土砂災害等の危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立など総合的な対策を実施します。

#### 2 災害対策の推進

##### (1) 災害時避難施設及び誘導路等の整備

一般及び地震災害や津波発生時に、速やかに避難できるよう誘導路や避難施設等の整備推進に努めます。

##### (2) 急傾斜地崩壊防止及び地すべり防止対策

急傾斜地の崩壊及び土石流による災害を防止するため、危険箇所における急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、地すべり防止事業の推進に努めます。

##### (3) 河川改修事業

水害の防止を図るため、河川の改修事業を推進します。

##### (4) 危険箇所のパトロール実施策

危険箇所をパトロールし、災害の未然防止に努めます。

#### 3 ハザードマップの作成

災害発生時の混乱を避け、住民等を速やかに安全な場所へ避難させるため計画的に避難場所表示看板を設置するとともに、津波や土砂災害時の避難場所等を周知するためハザードマップを整備します。

【主な事業計画】

事業名	事業主体	事業の概要
津波時避難所整備事業	市	避難路、広場
避難場所表示看板整備事業	市	看板更新
急傾斜地崩壊対策事業	県・市	入道崎地区
滝川河川改修事業	市	L=2,755m
ハザードマップ作成事業	市	土砂災害、津波



## 4 防犯体制の充実

### ●現状と課題

本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、子どもやお年寄りを狙った弱者への犯罪など、犯罪の多様化、広域化が顕著になっています。

このようなことから、犯罪の未然防止のため、防犯協会や防犯指導隊、沿岸防犯協会などの各関係機関と連携を強め、市民総参加での防犯体制の強化を図る必要があります。

### ●基本施策

#### 1 防犯意識の高揚

市広報、ポスター、チラシなどを活用しての啓発活動により、市民の防犯意識の高揚を図ります。

#### 2 防犯体制の強化

安全で安心して暮らせる地域社会構築のため、安全・安心まちづくり条例に基づき、防犯協会、防犯指導隊、市職員などによる防犯パトロールの実施や市内各小学校の子ども見守り隊の普及育成に努めるなど、防犯体制の強化を図るとともに、積極的に犯罪防止に関する知識普及や情報提供に努めます。